

熊本県広域本部地域振興局及び県央広域本部（熊本農政事務所）
農業制度金融審査会設置運営要領

（目的）

第1条 農業制度資金に関する承認、決定等事務の適正かつ円滑な処理を行うため、各広域本部地域振興局に地域振興局農業制度金融審査会（県央広域本部（熊本農政事務所）においては農政事務所農業制度金融審査会、以下「審査会」という。）を設置する。

（審査事項）

第2条 審査会は、農業制度資金に関する次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 利子補給及び利子助成の承認
- (2) 事業計画等の承認（計画の適否に係る意見回答等を含む。）
- (3) 貸付の決定
- (4) その他（1）～（3）に付随する事項

（構成）

第3条 審査会は、会長、副会長及び委員により構成する。

2 会長は農業普及・振興課長、副会長は農業普及・振興課課長補佐をもって充てる。

3 委員は次に掲げる者をもって充てる。

農業普及・振興課各班長、その他必要と認める職員

熊本県農業信用基金協会（以下「県基金協会」という。）業務部農業・事業資金審査担当次長

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）熊本支店融資第一課長

ただし、農業普及・振興課以外の委員については、以下のとおり関係資金の審査を所掌するものとし、関係する審査案件がある場合に限り出席するものとする。

- (1) 県基金協会業務部農業・事業資金審査担当次長
農業経営負担軽減支援資金
- (2) 公庫熊本支店融資第一課長
経営体育成強化資金

（職務）

第4条 会長は審査会を召集し、審査会の議長として会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（調査等）

第5条 審査会は、必要に応じ、現地調査を行うほか、関係市町村、関係市町村農業委員会及び融資を実施する農協等金融機関の出席及び説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、農業普及・振興課制度資金担当班において行う。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本要領は、平成12年4月1日から施行する。

2 本要領の施行に伴い、熊本県農家負担軽減支援特別資金審査委員会設置要領及び熊本県自作農資金等審査会設置運営要領は廃止する。

附 則

本要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成13年6月12日から施行する。

附 則

本要領は、平成14年8月19日から施行する。

附 則

本要領は、平成15年4月11日から施行する。

附 則

本要領は、平成16年1月15日から施行する。

附 則

本要領は、平成16年8月10日から施行する。

附 則

本要領は、平成17年4月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成21年6月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和7年1月6日から施行する。

附 則

本要領は、令和7年1月17日から施行する。